

## 議案第32号

### 東広島市歴史文化基本構想の策定について

東広島市歴史文化基本構想の策定について、次のとおり提案する。

平成29年11月21日提出

東広島市教育委員会

教育長 津森毅

#### 1 提案理由

本市に有する地域の文化財を総合的に保存・活用し、地域の魅力を増進させていくことを目的として、東広島市歴史文化基本構想を策定するため、この議案を提出するものである。

#### 2 策定案

別添のとおり。

#### 3 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

第21条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

(14) 文化財の保護に関すること。

東広島市教育委員会教育長事務委任規則（平成20年東広島市教育委員会規則第2号）

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（一略）第25条第1項の規定に基づき、東広島市教育委員会（一略）の権限に属する事務のうち、法第25条第2項各号に規定するもののほか、次の各号に掲げるものを除き、教育長に委任する。

(1) 学校教育又は社会教育に関する教育行政一般方針を定めること。

# 東広島市歴史文化基本構想について【概要】

## 1 目的

### (1) 計画の趣旨

本市が有する、地域の文化財を総合的に保存・活用し、地域の魅力を増進させていくための方針を策定するもの。

### (2) 計画の位置付け

「文化芸術振興基本法」及び「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次）」に基づく「歴史文化基本構想」として策定するもので、「ひろしま文化・芸術振興ビジョン」と方向性を調整するとともに「東広島市教育振興基本計画」や「第四次東広島市総合計画」など、市の関連計画等と整合性を図った。

○文化芸術振興基本法 第3条

○文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次） 第3、1、(6)

### (3) 計画の期間

平成29年度から平成38年度まで（10年間）

### (4) 計画の策定体制

市民アンケートや住民自治協議会のアンケート調査を踏まえ、有識者、関係団体の代表者等で組織した「歴史文化基本構想策定委員会」において、計画（案）の審議等を行った。

#### ○東広島市歴史文化基本構想策定委員

（任期：平成29年6月1日から平成31年3月31日）

	氏名	専門分野	所属団体等
委員長	戸田 常一	まちづくり	広島大学名誉教授・大学院特任教授 元東広島市総合計画審議会会長
委員長 職務代理者	佐竹 昭	古代史	広島大学名誉教授 広島県文化財保護審議会委員 市文化財保護審議会委員
	天野 浩一郎	郷土史	東広島郷土史研究会会長
	石川 典子	—	(公社)東広島市観光協会
	大藤 由美子	動物	元教諭 市文化財保護審議会委員
	兒玉 伸泰	学校教育	東広島市立郷田小学校校長
	ウェルナー・シュタインハウス	考古学	広島大学大学院文学研究科客員准教授
	竹岡 訓子	—	元小学校校長 スクールソーシャルワーカー
	谷川 大輔	建築史	近畿大学工学部准教授
	徳永 京子	—	東広島ボランティアガイドの会会长
	三村 泰臣	民俗芸能学	元広島工業大学教授 広島県文化財保護審議会委員 市文化財保護審議会委員
	向田 裕始	文化財	元広島県教育委員会文化財課課長 廿日市市文化スポーツ振興事業団理事

## 2 計画の基本的な方向性

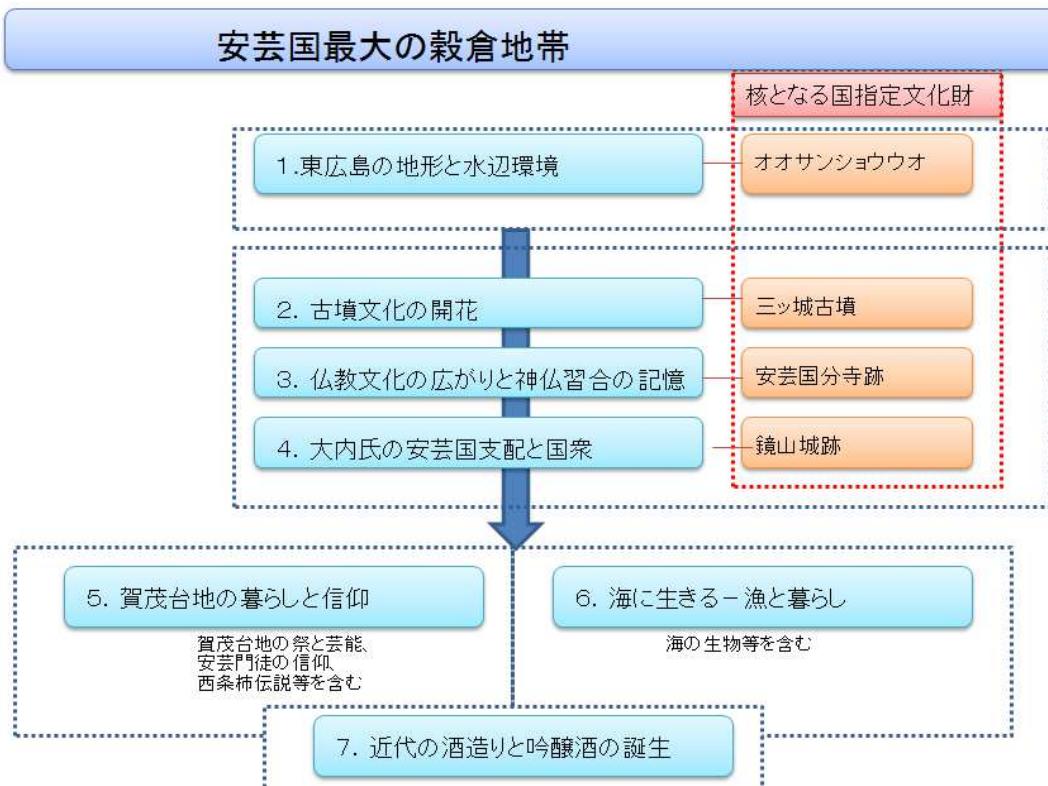
### (1) 本市の歴史文化の特性

本市は、“安芸国最大の穀倉地帯”を大テーマとし、次の特性を有する。

- 広島県内最大の洪積台地地域である
- 瀬戸内海気候に属し、四季を通じて温和であり、災害も少ない
- 内陸に位置することから一日の内での寒暖差が大きい
- 山裾部の入り組んだ谷に沿って広がる水田等、耕作適地が多い
- 水系の最上流域であることや、雨が少ないとことから、溜池が多く造られている
- 江戸時代（19世紀）以来、賀茂郡は安芸国最大の耕地面積を有す
- 遺跡数の多寡に見る人口増加の画期（経済的な画期）
  - ・弥生時代中期～後期（1～3世紀）
  - ・平安時代末期（12世紀）
  - ・室町・戦国期（15～16世紀）
  - ・江戸時代後期（18～19世紀）
- 大規模遺跡に見る政治的拠点が置かれた時代（政治的な画期）
  - ・古墳時代中期（三ツ城古墳）5世紀
  - ・奈良時代（安芸国分寺）8世紀
  - ・室町・戦国時代（鏡山城跡）15～16世紀
- 古代から現代に至るまで陸上交通の要衝であり、賀茂台地の中心である

### (2) 関連文化財群

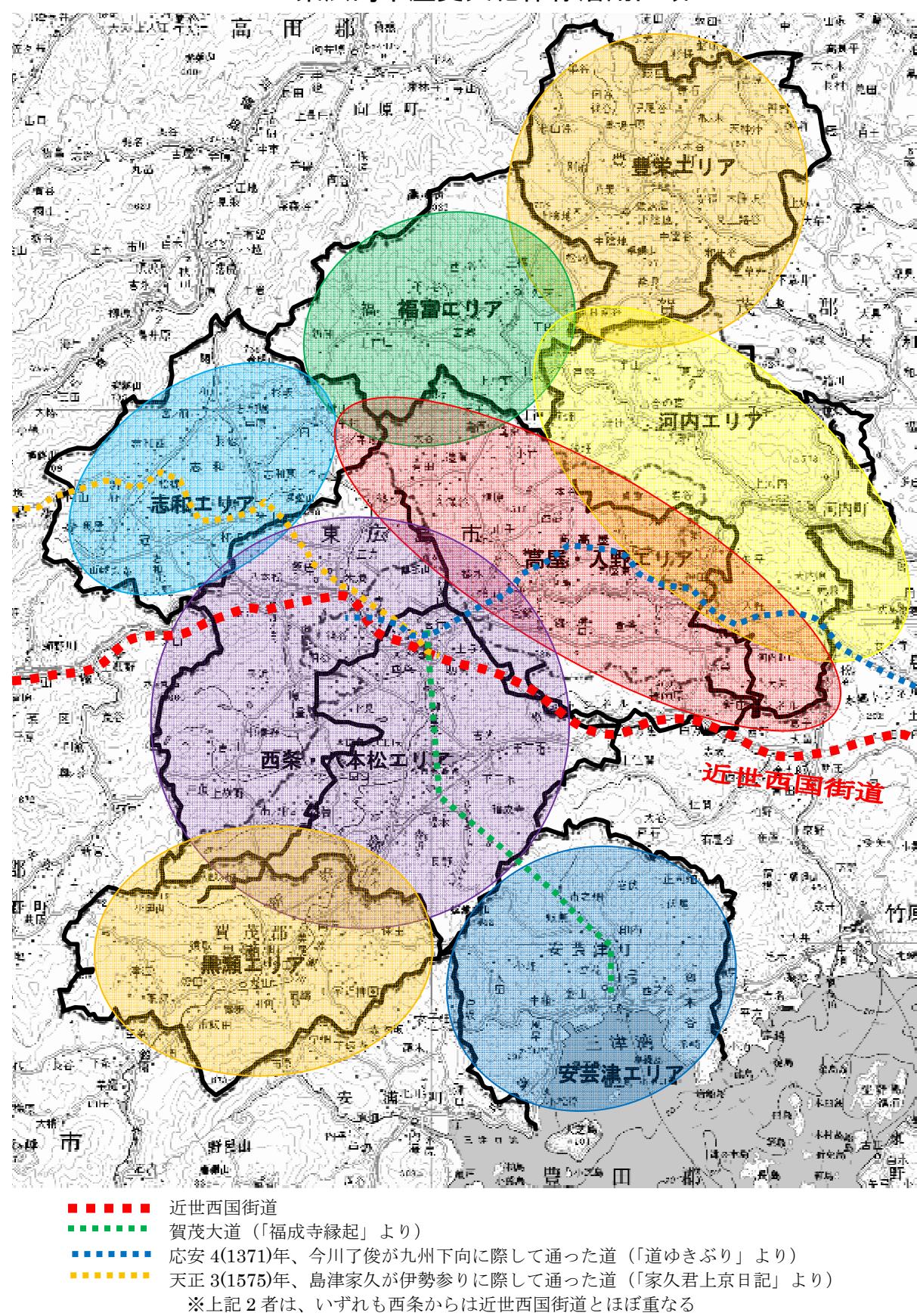
前記の特性を踏まえ、東広島市の文化財の保存活用を進める上での文化財群を次の類型で整理する。



### (3) 文化財の保存活用

指定、未指定、有形、無形を問わず、長い期間伝えられてきた文化財を、価値や魅力を損なうことなく維持し継承する（保存）とともに、その価値や魅力を人々に伝え広く社会に理解してもらう（活用）枠組として、歴史的な経緯を踏まえた8地域を設定する。

#### 東広島市歴史文化保存活用区域



- ①西条・八本松エリア（古代は賀茂郷、近世は西條庄であり、一体的に発展してきた地域）
- ②志和エリア（古代は志芳郷、中世は志芳庄、近世は志和庄、現代は志和町で歴史的に一体的なエリア）
- ③高屋・入野エリア（古代は高屋郷、造果郷、入農郷。中世は国人平賀氏の領域、近世は高屋庄で入野川流域）
- ④黒瀬エリア（古代は訓養郷、近世は黒瀬郷、現代は黒瀬町で歴史的に一体的なエリア）
- ⑤福富エリア（古代は訓芳郷、現代は福富町として一体的なエリア）
- ⑥豊栄エリア（古代は能美郷、安宿郷、備後国世羅郡などが混在しているが、現代は豊栄町として一体的なエリア）
- ⑦河内エリア（古代は登能郷、沼田川流域エリア）
- ⑧安芸津エリア（古代は香津郷カ、中世は三津三浦、近世は浦辺筋、現代は安芸津町として一体的なエリア）

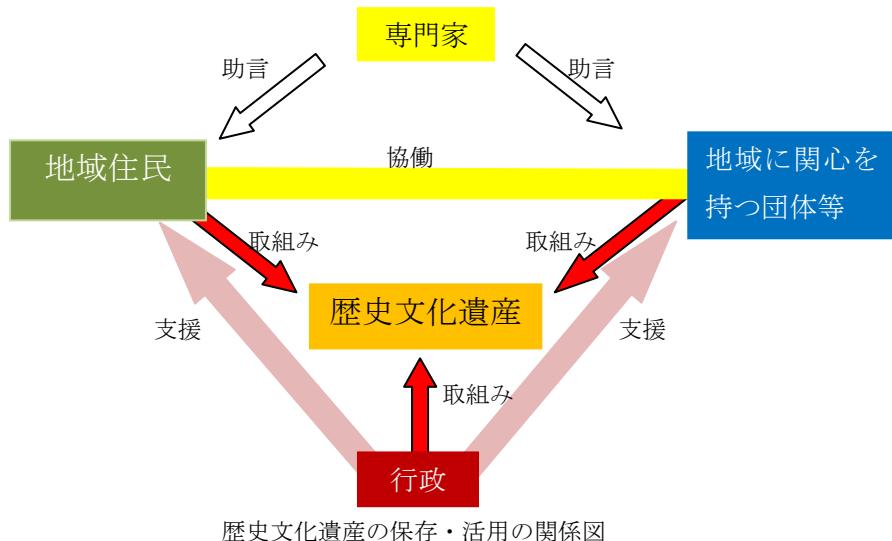
#### （4）体制及び具体的保存活用計画

平成30年度以降に実施計画を策定する中で、次の基本的な方針に基づき、体制づくりや具体的保存活用策を検討する。

##### ① 住民等の参加による保存・活用の体制づくり

歴史文化遺産の保存・承継・活用には、地域住民の参画が不可欠であり、そのために、地域住民の歴史文化遺産に対する関心を高めていくことが重要である。

そこで、地域住民に対し、学術的な専門家、地域活性化に係る専門家等の助言のもと、地域に関心を持つ個人や各種団体（自治組織、観光関係者、NPO法人等を含む）及び行政の働き掛けと支援を進め、地域住民の積極的な参画による保存と活用のバランスのとれた長期的投資を行うことにより、地域の魅力と活力の向上を図る。



##### ② 文化財の保存・活用に関わる団体・担い手の支援・育成

保存活用において、地域住民及び地域に関心を持つ個人や団体の協働を推進するため、歴史文化遺産についての情報を広く公開し、地域において歴史文化遺産を活用しようとする個人や団体の支援や助言を行う。

##### ③ 広域的な連携・交流による文化財の保存・活用の推進

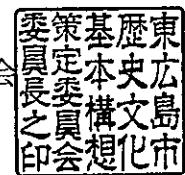
歴史文化は現代の一行政区画の範囲内に収まるものではなく、隣接地域と密接な結びつきの下に形成されてきたものである。また、関連文化財群の中には旧国郡、あるいは中国地方、西日本といった広域に及ぶものもある。

魅力的なストーリーで語られる関連文化財群という特性を活かし、保存・活用を推進するためにも、関係する自治体、地域との広域的な連携・交流を進めていく。

平成29年11月14日

東広島市教育委員会 様

東広島市歴史文化基本構想策定委員会  
委員長 戸田 常一



東広島市歴史文化基本構想の策定について（答申）

平成29年10月13日付けで諮問のことについては、次のとおり決定することを適當と認めます。

答申案件 東広島市歴史文化基本構想